

II 西日本部会・統一論題報告

## 財務情報の質的特性が示す 財務報告制度の方向性

中山 重穂  
愛知学院大学

### 要 旨

本稿は、IASB と FASB の共同概念フレームワークの一部である「有用な財務情報の質的特性」を題材として、その主要な改訂点およびそれら改訂点を示す指向性を検討し、新概念フレームワークが目指す財務報告制度の方向性について考察するものである。

IASB と FASB による概念フレームワークの整備プロジェクトは、会計基準の統一化、概念フレームワークの老朽化への対応、および原則主義による会計基準開発を背景としている。

そして、質的特性の主要な改訂点としては、信頼性に代わる忠実な表現の採用、検証可能性の質的特性としての独立とその位置付けの後退、および質的特性間の新たな相互関係の構築という 3 点があげられる。

信頼性に代わって忠実な表現が採用され、その結果、検証可能性の位置付けが後退する。このような改訂は、IASB と FASB が、信頼性あるいは検証可能性による保証を厳密に求める財務報告制度ではなく、目的適合性や忠実な表現に基づく、発展的な財務報告制度の構築を目指していることを示唆する。そして、目的適合性の先行的適用と忠実な表現の採用の基底には、目的適合的な将来キャッシュフローに関する経済現象を財務情報として表現することを重視し、その上で、当該現象の可能な限りの忠実な描写を目指すことで、認識、測定、および表示の範囲や方法の拡充を目指す方向性が窺える。

また、質的特性の適用プロセスにおける目的適合性の先行的適用をもって、資産負債観の徹底、ストックおよび評価の重視、あるいは公正価値による単一測定を指向するものとの見解が示される。目的適合性の先行性は、確かにそのような指向性を意味するものと考えられるが、同時に、忠実な表現による目的適合性に対するチェックと再識別のプロセスも導入されており、混合測定とも整合的な枠組みとなっている。

以上、新たな概念フレームワークにおける質的特性の検討から、認識、測定、および表示の範囲や方法を拡充した財務報告制度の構築という方向性が示唆されること、さらには、資産負債観の強化という基本方針を示しつつ、IASB/FASB [2010] で提案されたホリスティック観のような混合測定も受け入れ可能な枠組みが提示されていることが明らかとなった。

## I はじめに

国際会計基準審議会（以下、IASB）において、概念フレームワークは外部利用者のための財務諸表の作成および表示の基礎をなす諸概念について記述したものであり、その目的は、国際財務報告基準（以下、IFRS）の開発と見直し、IFRSの適用、IFRSの未対応領域への対処、各国会計基準の開発等において役立てることにある（IASB [2012], Purpose and status）。また、米国財務会計基準審議会（以下、FASB）においては、概念フレームワークは、財務会計において憲法に相当し、より具体的には、首尾一貫した基準へと導くことができ、かつ財務会計および財務諸表の性質、機能、限界を規定する相互関連的な目的と原理の体系的なシステムとして開発されるという（FASB [1976], p. 2）。さらに、わが国の企業会計基準委員会（以下、ASBJ）によれば、概念フレームワークは、企業会計（特に財務会計）の基礎にある前提や概念を体系化したものであり、また、将来の基準開発に指針を与えるものであるとされる（ASBJ [2006], 前文）。

以上より、おおよそ概念フレームワークに求められる役割は二つあり、一つは現行の会計基準を理解、説明するための概念的基盤であること、いま一つは新たな会計基準設定のための指針となることである<sup>(1)</sup>。

これらの役割を果たすにあたって、概念フレームワークには次のような性質が求められるであろう。第1に財務報告作成規準としての規範性、第2に財務報告の概念的基盤としての体系性、第3に社会的なコンセンサスに基づく普遍性である。そしてさらに付け加えるならば、第4に将来生じうる新

たな経済現象や取引に対応可能な先進性である。

しかし、これらの性質を十全に満たし、上記二つの役割を果たしうる概念フレームワークを構築することは相当に困難であろう。例えば、新たな概念フレームワークにおける忠実な表現の採用や検証可能性の後退は、先進性の観点からすれば、財務報告の拡張可能性を示すものとして肯定されるかもしれないが、その一方で、開発段階でのコメントレーター等においては批判的な意見も多く、普遍性を十分に満たしているとはいえない。また、概念フレームワークとIFRSとが相違する場合に、IFRSが優先されることから（IASB [2012], Purpose and status）、規範性の観点でさえも十分に確保されているとはいえない。

そういった現状はあるものの、概念フレームワークは、基準設定の指針として、財務報告制度を一定の方向へと誘導する役割を負っている。また同時に、概念フレームワークは、「関連法制や周辺の市場インフラ、専門知識や実務慣行等の積み重ね、そしてなによりも市場関係者の価値判断とあわせて基準設定に指針を与える規約的（conventional）な参照枠のひとつ」（斎藤 [2007b], 14 頁）である。すなわち、概念フレームワークは、環境上の諸条件あるいは関係者らによる要請、価値観、および指向性といった諸要因に基づき規定されるものであり、前提となる諸要因が変化すれば、あわせて改訂される必要がある。裏を返せば、概念フレームワークの吟味を通じて、概念フレームワーク設定時に基盤となった、社会的要請、価値観等に基づく制度設計の指向性を類推できることを意味する。

そこで本稿においては、IASBとFASBによる共同概念フレームワークで示された「有用な財務情報の質的特性」を題材として、主

要な改訂点および改訂の論拠となった指向性を検討し、新たな概念フレームワークが目指す財務報告制度の方向性について考察する。

## II 概念フレームワーク改訂の背景

2004年4月、IASBとFASBは、IASBの『財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク』（以下、IASB [1989]）とFASBの『財務会計概念ステートメント』（以下、SFAC）を改良し、収斂させた単一の世界概念フレームワークを共同で整備することの合意に至った。また、プロジェクトをフェーズAからFまでに分け、段階的に整備することも合意した。

そしてまず、フェーズA「目的と質的特性」の整備に着手し、2010年、両審議会による共同概念フレームワークの第1弾<sup>(2)</sup>として、『財務報告に関する概念フレームワーク「第1章：一般目的財務報告の目的」および「第3章：有用な財務情報の質的特性」』（IASB [2010], FASB [2010]）（以下、『ファイナルペーパー』）が公表される。なお、この間、両審議会は、2006年に『討議資料』（IASB [2006], FASB [2006]）を、2008年に『公開草案』（IASB [2008], FASB [2008a]）を公表し、それぞれに対する多くのコメントレターを受領している。

両審議会が概念フレームワークの改訂に取り組むに至った背景として、概念的基盤の統一化（FASAC [2004], p. 8）、老朽化した概念フレームワークのアップデート（FASAC [2004], p. 6）、および原則主義による会計基準設定への対応（FASAC [2004], p. 7）といった3点が指摘される。本節ではこれらの点について詳述する。

### 1. 概念的基盤の統一化

2002年9月に開催されたIASBとFASBの合同会議において、覚書いわゆるノーワーク合意が交わされた。同覚書では、国内外の財務報告に利用可能な、高品質で互換性のある会計基準の開発に両審議会が取り組むこと、そのためにIFRSと米国会計基準との間にある差異を短中期的に取り除くこと、そして、両審議会による会計基準開発の共同プロジェクトを継続して推進することに合意した旨が示される（FASB/IASB [2002]）。このような合意の目的は、「解釈指針を含めたIFRSと米国会計基準との実質的な統合化」（山田 [2003], 242頁）を図ることにあるとされる。

IASB [1989]とSFACには、例えば、前者は単一の文書であるが、後者は複数の文書から構成される上に、例示が多用されるなど、文章量が多いといった形式面での相違がある。また、内容的に共通する部分も多いが、概念構成や定義など実質面での重要な相違もある。例えば、質的特性の領域では、目的適合性の定義、信頼性の構成要素等に相違がみられる。

IFRSと米国会計基準の互換性の確保あるいは統合化を推進するためには、会計基準を設定、理解するための概念的基盤となる概念フレームワークも統一することが合理的である。相違する会計上の概念あるいは概念的基盤から、互換性のある会計基準を導出することは困難なためである。概念的基盤が統一されれば、互換性のある会計基準の開発も容易になり、両審議会合同での会計基準開発プロジェクトも円滑に進行すると考えられる。

### 2. 概念フレームワークのアップデート

2004年の合同会議開催時点において、IASB [1989]は公表から15年以上が、SFAC

は第1号の公表時から数えれば25年以上が、経過している。その一方で、これらの概念フレームワーク開発時と比べると、企業を取り巻く経済環境は変化し、企業取引も複雑化かつ多様化している。概念フレームワークが構築された当時の諸環境と月日を経た現在の諸環境とが大きく異なり、その結果として、概念フレームワークが老朽化し、会計基準設定の指針としての役割を十分に果たしえなくなっていることが指摘される。

概念フレームワークの見直しが検討されたこの当時の比較的直前期には、財務情報の価値関連性の低下を指摘した研究が公表されている<sup>(3)</sup>。例えば、Lev and Zarowin [1999]は、報告利益、キャッシュフロー、および純資産簿価の株価説明力が1977年から1996年までにわたって低下し続けているという、財務情報の価値関連性の低下を示す検証結果を報告している<sup>(4)</sup>。Brown *et al.* [1999]は、1958年から1996年までの一株当たりの利益と純資産簿価の株価説明力が低下していることを示し、Lev and Zarowin [1999]と同様に、財務情報の価値関連性の低下を指摘している。また、利益情報に限定されるが、Collins *et al.* [1997]は、1953年から1993年までの純利益の価値関連性が低下していることを明らかにしている。同様に、Francis and Schipper [1999]は、1952年から1994年までの株式リターンと利益数値の関係をもとに利益情報の価値関連性の低下を指摘している。

一連の研究において指摘される価値関連性低下の原因の全てが、概念フレームワークにあるとはいえないが、概念フレームワークが、会計基準設定における指針としての役割を求められている以上、企業を取り巻く経営環境や取引の実態と合致するように構築される必

要がある。両審議会はこの必要性を認識しており、したがって、共同概念フレームワーク整備プロジェクトでは、概念フレームワークの統一化だけでなく、現状の経済環境や取引と対応していないなどといった問題箇所や未対応の領域があれば、概念フレームワークを加除修正し、アップデートすることも課題とされている。

### 3. 原則主義への対応

2001年のエンロン社をはじめとした一連の会計不祥事を受け、FASBは、2002年に『提案書：米国基準設定における原則主義アプローチ』（FASB [2002]）を公表し、従来の詳細な適用指針や例外規定といった細則を利用した会計基準整備を改め、原則主義に基づく会計基準を導入する姿勢を示した。他方、IASBは、原則主義に基づきIFRSを開発している旨を自身のウェブサイト等において言明している。

原則主義とは、細則を多用することなく、会計手続きの基本的規定である原則を中心とした、簡潔明瞭な会計基準を整備するという思考である。原則主義による会計基準開発では、会計基準のコアとなる原則の設定や会計的判断の拠り所となる、完全で、内的整合性を有し、明瞭な概念フレームワークが必要となる（FASB [2002], p. 6）。また、原則主義による会計基準では、原則と概念フレームワークの連携が求められる（Tweedie [2007], p. 7）。

しかし、従来のSFACは、原則主義による会計基準設定の基盤として、不完全であり、目的適合性、信頼性、および比較可能性の間において生じるトレードオフ関係への対処方法の明確化、SFAC第5号における利益稼得プロセスの議論とSFAC第6号における財務諸表の構成要素の定義とで整合していな

い部分の修正、および利用可能な測定属性を選択するための枠組みの構築など、概念的な整理、概念間にみられる不整合な箇所の修正、新たな概念の付加を必要とすることが指摘される（SEC [2003], IV. A）。一方、IASB [1989] は、SFAC と比して記述量が少なく、その背景にある基本思考を十分に説明しているとはいえず、SFAC と同様に、概念的な整理、修正および付加を必要とする。このため、両審議会ともに、原則主義による会計基準開発の基盤となる新たな概念フレームワークの整備が必要となったのである。

### III 新たな質的特性の概要

#### 1. 有用な財務情報の質的特性の意義

『ファイナルペーパー』では、「有用な財務情報の質的特性は、現在の及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者が報告企業の財務報告書（財務情報）に基づいて意思決定を行う際に最も有用となる可能性の高い情報の種類を識別するもの」（IASB [2010], para.

QC1）とされる。一方、「一般目的財務報告の目的」では、「現在の及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者は、企業への将来の正味キャッシュ・インフローの見通しを評価するのに役立つ情報を必要としており」（IASB [2010], para.OB3）、そのため、意思決定に有用な情報とは、「企業の資源、企業に対する請求権、及び企業の経営者や統治機関が企業の資源を利用する責任をどれだけ効率的かつ効果的に果たしたかに関する情報」（IASB [2010], para.OB4）であるという。

したがって、有用な財務情報の質的特性とは、企業の将来正味キャッシュ・インフローの評価に有用な、企業の資源、企業に対する請求権、および企業の経営者や統治機関が企業の資源を利用する責任をどれだけ効率的かつ効果的に果たしたかに関する情報を識別するものである。

#### 2. 質的特性の適用プロセスの明示

下記の表 1 は、『討議資料』から『公開草案』、『ファイナルペーパー』へと至る改訂プ

表 1 共同プロジェクトにおける質的特性とその構成要素等

『討議資料』	『公開草案』	『ファイナルペーパー』
質的特性	基本的な質的特性	基本的な質的特性
目的適合性 ＜予測価値＞ ＜確認価値＞ ＜適時性＞	目的適合性 ＜予測価値＞ ＜確認価値＞	目的適合性 ＜予測価値＞ ＜確認価値＞ ＜重要性＞
忠実な表現 ＜検証可能性＞ ＜中立性＞ ＜完全性＞	忠実な表現 ＜完全性＞ ＜中立性＞ ＜重大な誤謬なし＞	忠実な表現 ＜完全性＞ ＜中立性＞ ＜無誤謬性＞
比較可能性 （首尾一貫性を含む） 理解可能性	補強的な質的特性 比較可能性 検証可能性 適時性 理解可能性	補強的な質的特性 比較可能性 検証可能性 適時性 理解可能性
財務報告の制約条件 重要性 ベネフィットとコスト	財務報告の制約条件 重要性 コスト	有用な財務報告における制約条件 コスト

（出所）各参考資料から作成

プロセスにおいて、各々の文書で提案された質的特性とその構成要素を対照表示したものである<sup>(5)</sup>。『ファイナルペーパー』では、有用な財務情報の質的特性として、目的適合性、忠実な表現、比較可能性、検証可能性、適時性、および理解可能性が採用されている。

一連の改訂プロセスにおいて、質的特性相互の関係は、当初、IASC [1989] で構築されていた関係と類似するものであったが、最終的に、SFAC 第2号（以下、FASB [1980]）と類似する相互関係へと変更されている。

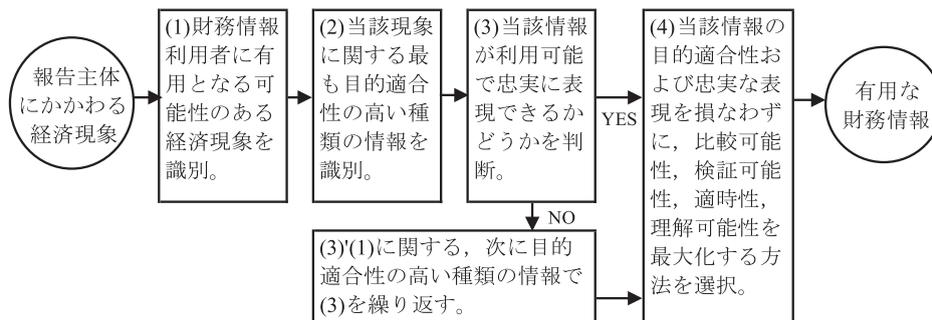
改訂当初の『討議資料』の段階では、目的適合性、忠実な表現、比較可能性、および理解可能性の四つの質的特性が、並列的に位置付けられていた。このように質的特性間に明確な序列を設けない形式は、IASC [1989] と共通する。しかし、『公開草案』からは、質的特性を基本的な質的特性（目的適合性、忠実な表現）と補強的な質的特性（比較可能性、検証可能性、適時性、理解可能性）とに二分して、質的特性間に序列を設けている。そして、当該序列を『ファイナルペーパー』でも採用している。このような序列関係は、目的適合性と信頼性を意思決定に固有の基本的特性と位置付けた FASB [1980] と類似しているが、FASB [1980] よりも質的特性間の序列関係を明示している点に特徴がある。

まず、『ファイナルペーパー』では、「情報が、有用であるためには、目的適合性があり、かつ、忠実に表現されていなければならない」（IASB [2010], para.QC17）と、目的適合性と忠実な表現のいずれの基本的な質的特性の充足も必要であることが示された上で、両特性を充足させるための適用プロセスが以下のように説明される（IASB [2010], para.QC18）。

- (1) 報告企業の財務情報利用者に有用となる可能性のある経済現象を識別する。
- (2) (1) の現象に関する情報のうち、利用可能で忠実に表現できるとした場合に最も目的適合性の高い種類の情報を識別する。
- (3) (2) の情報を利用可能で忠実に表現できるかどうかを判断する。できると判断されれば、基本的な質的特性を充足するプロセスは終了となる。一方、できないと判断された場合は、次善の目的適合性の高い種類の情報を利用可能で忠実に表現できるかどうかを判断するというプロセスを繰り返す。

次に、比較可能性、検証可能性、適時性、および理解可能性といった補強的な質的特性は、「可能な範囲で最大化」（IASB [2010], para.QC33）されるべきであって、その適

図1 質的特性の適用プロセス



(出所) IASB [2010], paras.QC18, QC33, QC34 をもとに作成

用プロセスは、「反復的なプロセスであり、定められた順番に従うものではない」(IASB [2010], para.QC34) とされる。

以上の内容をもとに質的特性の適用プロセスを図示したものが下記の図1である。

このような質的特性の適用プロセスの明文化は、トレードオフ関係にある質的特性のうち、いずれの質的特性を優先すべきかを明示的に規定するものであり、新たな質的特性における重要な改訂点の一つである。

### 3. 新たな質的特性の採用

質的特性について個別的にみると、『討議資料』において、忠実な表現が信頼性に代わる新たな質的特性として採用され、最終的に『ファイナルペーパー』でも採用されるに至っている。忠実な表現とは、「有用であるためには、財務情報は、目的適合性のある現象を表現するだけでなく、表現しようとしている現象を忠実に表現しなければならない。完璧に忠実な表現であるためには、描写は3つの特性を有する。それは『完全』で、『中立的』で、『誤謬がない』ということである。」

(IASB [2010], para.QC12) と説明され、その構成要素として完全性、中立性、および無誤謬性があげられる。

下記の表2は、IASB [1989]、FASB [1980]、『討議資料』、『公開草案』、『ファイナルペーパー』、および他の概念フレームワークの質的特性を対照表示したものである。

表2からもわかるように、信頼性は各概念フレームワークにおいて必ず採用される基本的な質的特性である。『討議資料』や『公開草案』に対するコメントレターにおいて、多くの反対があったにもかかわらず、信頼性に代えて忠実な表現が採用されたことは、忠実な表現との関連で検証可能性が独立した質的特性とされたこととあわせて、新たな質的特性におけるもう一つの重要な改訂点である。

また、『討議資料』と『公開草案』へのコメントレターでは、それら文書で示された質的特性に加えて、慎重性ないしは保守主義、あるいは真実かつ公正な概観を質的特性とするべきであるという見解が数多く寄せられている。慎重性ないしは保守主義と真実かつ公正な概観を質的特性とすることについて、全

表2 各概念フレームワークにおける質的特性

概念フレームワーク	質的特性					
IASC[1989]	目的適合性	信頼性	比較可能性	理解可能性		
FASB[1980]	目的適合性	信頼性	比較可能性 (含む首尾一貫性)	理解可能性		
『討議資料』	目的適合性	忠実な表現	比較可能性 (含む首尾一貫性)	理解可能性		
『公開草案』	目的適合性	忠実な表現	比較可能性	検証可能性	理解可能性	適時性
『ファイナルペーパー』	目的適合性	忠実な表現	比較可能性	検証可能性	理解可能性	適時性
カナダ (CICA[1988])	目的適合性	信頼性	比較可能性	理解可能性		
英国 (ASB[1999])	目的適合性	信頼性	比較可能性	理解可能性		
ニュージーランド (NZSA[2001])	目的適合性	信頼性	比較可能性	理解可能性		
日本 (ASBJ[2006])	意思決定との関連性	信頼性	比較可能性	内的整合性		
豪州 (AASB[2007])	目的適合性	信頼性	比較可能性	理解可能性		

(出所) 各参考資料から作成

く検討されなかったわけではない。しかし、最終的に、慎重性および保守主義は、忠実な表現の構成要素である中立性と矛盾することを根拠として質的特性に組み込まれていない (IASB [2010], para.BC3.27)。また、真実かつ公正な概観についても、情報が、目的適合性と忠実な表現といった質的特性を有し、比較可能性、検証可能性、適時性および理解可能性といった質的特性によって補強されれば、自ずと真実かつ公正な概観を満たすものであるとの見解のもと、質的特性としての採用が見送られている (IASB [2010], para.BC3.44) <sup>(6)</sup>。

この他に、目的適合性の構成要素に重要性が含められたこと、適時性が独立した質的特性として採用されたことなどが従来の概念フレームワークと大きく相違する箇所である。

以下においては、一連の質的特性の改訂の中でも、本節で指摘した重要な改訂点である、信頼性に代わる忠実な表現の採用と検証可能性の独立、および質的特性の新たな相互関係の構築を取り上げ、その意義を考察する。

## IV 信頼性に代わる忠実な表現の採用

### 1. 信頼性から忠実な表現へ

信頼性に代えて忠実な表現を採用した目的の一つとして、信頼性の再定義があげられる。共同プロジェクトでは、従来の IASC [1989] および FASB [1980] において、信頼性の意義が明確に定義されていないこと、また、定義が明確にされていないがゆえに、財務諸表作成者や利用者が信頼性の意義を多様に解釈する、あるいは理解を誤るなど、信頼性についての共通理解が得られていないことが問題視されていた (IASB [2010], paras.BC3.23,

25)。そこで、再定義の方法として、信頼性の利用は維持したまま、説明文を修正する方法が検討されたが、それよりも信頼性に代わる新たな用語を採用し、改めて共通理解を求める方法のほうが効果的であるとみなされた (IASB [2010], paras.BC3.24-25)。信頼性に代わる新たな用語である忠実な表現への変更案は、共同プロジェクトの初期段階である 2005 年 5 月に開催された IASB 会議において、すでに検討されていた (IASB [2005], para.45)。そして、表 1 でも示されるように、『討議資料』では、忠実な表現が信頼性に代わる質的特性として採用され、そのまま『ファイナルペーパー』の公表へと至っている。

### 2. 検証可能性の独立

忠実な表現の採用は信頼性の再定義を目的としており、それゆえに、『討議資料』での忠実な表現の構成要素は、まずは IASC [1989] および FASB [1980] において信頼性の構成要素とされていた諸項目を組み合わせ <sup>(7)</sup>、検証可能性、中立性、および完全性とされたと考えられる (表 1 参照)。しかし、後述のように検証可能性は忠実な表現と必ずしも正の相関関係になく、検証可能性を忠実な表現の構成要素とすることの論理的矛盾が指摘される。

ある測定値を検証する場合には、例えば、現金残高や市場性のある有価証券の市場価格のように、測定値が忠実な表現であるかどうかを直接的に確認可能な直接的検証と、例えば、減価償却費のように、インプットおよび当該インプットを利用した測定プロセスの確認によって測定値の適切性を検証する間接的検証とがある (Johnson [2005], p. 3)。直接的検証の場合、当該測定値が忠実な表現で

あることが確認されるが、間接的検証の場合、測定値自体が忠実な表現であることは確認されない。このため、間接的検証は必ずしも忠実な表現を保証するものではなく、「間接的検証可能性は忠実な表現の構成要素とは言えない。」(徳賀 [2008], 26 頁) とされる。また、ある測定値の検証が不可能であっても、当該測定値が経済現象の忠実な表現であることもありえる。

このように忠実な表現と検証可能性とは必ずしも正の相関関係にあるわけではなく、状況によって両特性はトレードオフの関係になる。そこで、『公開草案』においては、検証可能性は、忠実な表現の構成要素から外されるとともに、非常に望ましいが必ずしも必要ではない質的特性である補強的な質的特性に位置付けられた (IASB [2010], para.BC3.36)。

FASB [1980] では、信頼性の構成要素として、表現の忠実性と検証可能性とが採用されており<sup>(8)</sup>、両特性の衡量のもとに信頼性が確保される構造となっていたが、新たな概念フレームワークでは、忠実な表現と検証可能性の衡量は、情報の有用性あるいは概念的基盤としての概念フレームワークの体系性を損なうものと判断されたのである。この結果、従来の信頼性概念は大きく忠実な表現と検証可能性との二つの質的特性に分化し、基本的な質的特性となった忠実な表現がより強調される構図となった。

### 3. 忠実な表現の採用と検証可能性の後退の意味

『討議資料』では、信頼性の再定義のために忠実な表現が採用され、さらに検証可能性、中立性、および完全性を忠実な表現の構成要素とすることで、その定義の明確化が図られている。しかし、『公開草案』では、それら

構成要素のうち、検証可能性が、忠実な表現との概念上の不親和を根拠として、構成要素から除外された。そして、検証可能性は補強的な質的特性とされ、検証可能性の財務情報における相対的な位置付けが後退することとなった。このような改訂プロセスは、論点が、当初の目的であった信頼性の再定義から、忠実な表現という新たな質的特性の概念的整理へと移行していることを窺わせる。

信頼性に代わる忠実な表現の採用および検証可能性の補強的な質的特性への格下げには、多くの批判的な見解が示されている<sup>(9)</sup>。そういった批判に対して、コメントレーターを検討する会議において、ある FASB メンバーは、「検証可能性の重要性を主張するコメントレーターの投稿者は、なぜ検証可能性が補強的な質的特性とされるのかを理解しておらず、過去指向的な財務会計を主張している。」との懸念を示し、その上で、「財務報告制度全体は、公正価値に限らず、将来を考慮した会計を必要としている。」との見解を示している (FASB [2008b], para.31)。つまり、現実として、将来指向的な情報を取り入れた財務報告制度が要求されており、そのような要求に応える必要があるとの問題意識を示している。

このような問題意識があるとすれば、忠実な表現の採用と検証可能性の後退といった質的特性の改訂は、信頼性や検証可能性による保証を厳密に求める、取得原価会計に代表される伝統的な会計の枠組みから、目的適合性や忠実な表現を強く指向する、公正価値会計を含めた新たな会計的枠組みへの移行を改めて強調したものであるといえる。

とりわけ、忠実な表現の採用は、目的適合性の先行的適用と検証可能性の後退と相俟って、従来、対象とされていなかった経済現象

を可能な限り表現する、という両審議会の姿勢を示すものである。その上で、忠実性、すなわち経済現象と表現との可能な限りの一致を目指すのである。したがって、忠実な表現の採用は、認識、測定、および表示の方法や範囲の拡充を指向するものであるといえる。

## V 質的特性の新たな相互関係の構築

### 1. 相互関係の明確化

目的適合性と信頼性に代表されるように、質的特性間でトレードオフ関係が生じうるのは、IASB [1989]においても FASB [1980]においても指摘されている (IASB [1989], para.45, FASB [1980], para.42)。さらに、このようなトレードオフ関係では、序列を設けて一方の質的特性を優先させるのではなく、両特性の相対的重要性を状況に応じて衡量することによって、結果として情報の有用性を高めることが可能になるとみなされ、トレードオフ関係の存在に積極的な意義がみだされている (IASB [1989], para.45, FASB [1980], para.42)。

これに対して、原則主義による会計基準の整備を検討している SEC [2003] では、会計基準を理解するための明瞭な概念的基盤を提供するために、質的特性同士が、その性質上、トレードオフ関係にある場合、どのように質的特性を適用するのか、あるいはどちらの質的特性を優先するのかを明示的に規定することが求められている (SEC [2003], IV. A)。また、IASB と FASB も、質的特性間のトレードオフ関係の解消や相互関係の整理を喫緊の課題とみなしている (Bullen and Crook [2005], p. 14)。

そこで、『ファイナルペーパー』では、表

1のように質的特性を基本的な質的特性と補強的な質的特性に分け、前者を財務情報が有用であるために不可欠な質的特性と、後者を重要ではあるものの相対的に位置付けが低い、基本的な質的特性を補強する質的特性とし、明確な序列関係を設けた。この結果、目的適合性あるいは忠実な表現と理解可能性、検証可能性、比較可能性、および適時性とのトレードオフ関係が問題となる余地が消えた。

また、FASB [1980]において「目的適合性を増大させるために会計方法が変更される場合、信頼性が損なわれることがあり、そのまた逆もありうる。」(FASB [1980], para.90)との指摘があるように、目的適合性と信頼性にはトレードオフ関係が生じる場合があった。しかし、信頼性に代わって忠実な表現が採用され、目的適合性と忠実な表現の適用プロセスが明示されたことに伴って、目的適合性と信頼性にみられた関係とは異なる関係が、目的適合性と忠実な表現との間に構築される。

『ファイナルペーパー』では、「情報は、有用であるためには、目的適合性があり、かつ、忠実に表現されていなければならない。」(IASB [2010], para.QC17)と、概念上、目的適合性と忠実な表現は、財務情報の有用性に不可欠な質的特性と位置付けられる。

その一方で、基本的な質的特性の適用プロセスでは、まず、最も目的適合性の高い情報を識別し、その後、当該情報を忠実に表現できるかどうかを判断するといった、段階的な適用形式がとられる (図1の(1)および(2))。このため、目的適合性と忠実な表現は、実質的にはパラレルな関係にはなく、目的適合性が先行適用される。このように新たな質的特性では、目的適合性が優先される構図となっており、従来、目的適合性とトレードオフ関係にあった信頼性あるいは検証可能

性によるチェック機能が消滅している<sup>(10)</sup>。

『討議資料』および『公開草案』の段階においても、『ファイナルペーパー』のように実質的にも形式的にも、目的適合性が忠実な表現に先んじて適用される適用プロセスとなっていた。そして、『ファイナルペーパー』では、そのような目的適合性の先行性に、形式的な修正を加えている。すなわち、目的適合性と忠実な表現の適用プロセスの第3段階において、目的適合性の高い種類の情報であっても忠実に表現できないと判断された場合、次に目的適合性の高い種類の情報を忠実に表現可能かどうか判断することが求められており（図1の(3)および(3)'）、忠実な表現による目的適合的な情報へのチェックと再識別のプロセスが付されている<sup>(11)</sup>。目的適合性が先行的に適用されるため、非対称的であるが、目的適合性と忠実な表現の衡量が導入されている。

## 2. 新たな相互関係の意義

『ファイナルペーパー』で新たに導入された、上述の忠実な表現による目的適合性に対するチェックと再識別のプロセスは、いかなる意図のもとに導入されたのであろうか。

目的適合性を強調し、信頼性に代えて忠実な表現を採用した質的特性の改訂は、資産負債観の徹底、全面公正価値会計の導入、あるいは配分よりも評価の重視を指向するものであるという見解が多く示されている（注(10)参照）。確かに、目的適合性に基づき、将来キャッシュフローに関する経済現象を忠実に表現する、という情報の識別プロセスは、フローよりもストックの重視、あるいは公正価値を利用した価値測定重視の現れとして捉えられる。そして一連の改訂やその背後にあると考えられるそれら指向性に対する批判的な

見解が多数示されている<sup>(12)</sup>。

そのようななか、IASBのHoogervorst議長は、2012年11月のIFRS財団アジア・オセアニアオフィスの開設記念式典スピーチでIASBの制度整備への批判に対するIASB（議長）としての見解を示している（Hoogervorst [2012]）。スピーチのなかで、測定に関しては、「いかなる状況においてどの測定方法を使用すべきかに関する明確な原則の開発を試みる」とし、公正価値による単一測定ではなく、従来通り、公正価値と取得原価を併用した混合測定を採用する方針であることを示している（Hoogervorst [2012], p. 1）。

折しも『ファイナルペーパー』が公表された2010年には、IASBとFASBとが合同で測定プロジェクトに関する『スタッフペーパー』（IASB/FASB [2010]）を公表している。『スタッフペーパー』では、概念フレームワークにおける財務報告の目的に基づけば、資産と負債を最重要な測定対象とし、それらを現在の価格もしくは価値（current prices or values）で測定する貸借対照表観（The Balance Sheet View）、収益および費用の測定を重視し、資産と負債を歴史的原価（historic cost）で測定する損益計算書観（The Income Statement View）、および貸借対照表と損益計算書を補完的に捉え、複数の測定属性を許容するホリスティック観（The Holistic View）という、測定属性の適用に関する3種類の観点が、非公式ながらも導きうるとしている（IASB/FASB [2010], paras.9-18）<sup>(13)</sup>。

Hoogervorst議長のスピーチと、非公式との限定付きではあるが、『スタッフペーパー』の内容とをあわせると、IASBは、ホリスティック観にみられるような混合測定と整合的な概念フレームワークの構築を検討しているもの

と考えられる<sup>(14)</sup>。

忠実な表現による目的適合性へのチェックおよび再識別のプロセスと混合測定への導入は整合的である。目的適合性の先行性から導かれる公正価値測定という構図に、フィルターとして忠実な表現が適用されることによって、営業用資産か投資用資産かなどといった測定対象の有する経済的な特性に基づき、忠実な表現が可能となる測定属性が選択される。忠実な表現による目的適合性へのチェックと再識別が、測定属性の切り替えの概念的基盤としての役割を果たすのである。

質的特性の相互関係から類推すると、新概念フレームワークのもとでは、厳密な資産負債観、あるいは公正価値による単一測定といった会計的枠組みのみが許容されるのではなく、IASB/FASB [2010] で提案されたホリスティック観のような混合測定も受け入れ可能な概念的枠組みとなっている。

## VI まとめ

改訂された質的特性では、質的特性を基本的な質的特性と補強的な質的特性に分類し、基本的な質的特性のうち、目的適合性を先行的に適用する。そして、信頼性に代わって新たに忠実な表現が採用され、それに伴って、検証可能性が独立した質的特性とされる。

このような質的特性の改訂の結果、質的特性間のトレードオフ関係が生じにくい形式となっている。ただし、目的適合的な情報であっても忠実に表現できない場合には、忠実な表現によるチェック機能が働き、次に目的適合性の高い情報を再識別することが求められる。このため、目的適合性と忠実な表現の衡量の余地が生じている。

目的適合性の先行的適用と忠実な表現の採

用の基底には、目的適合的な将来キャッシュフローに関する経済現象を財務情報として表現することを重視し、その上で、当該経済現象の可能な限り忠実な描写を目指すという指向性が存在する。このことは、新概念フレームワークによる認識、測定、および表示の範囲や方法を拡充した財務報告制度の構築という方向性を示す。

また、目的適合性の先行的適用をもって、資産負債観の強化、あるいは公正価値による単一測定を指向するものとの見解が示される。このような指向性を強く有すると同時に、忠実な表現による目的適合性に対するチェックと再識別のプロセスも導入されており、混合測定の適用可能性が指摘できる。この点に注目した場合、新概念フレームワークは、厳密な資産負債観あるいは公正価値測定だけではなく、IASB/FASB [2010] で提案されたホリスティック観のような混合測定も受け入れ可能な枠組みとみなしうる。

以上、新概念フレームワークにおける質的特性の検討から、認識、測定、および表示の範囲や方法を拡充した財務報告制度の構築という方向性が示唆されること、また、資産負債観の強化という基本方針が提示されつつも、混合測定の採用も可能な枠組みが提供されていることを指摘した。ただし、これらは新概念フレームワークが採用する方向性の一部を示すのみであって、具体的な方向性を完全に明らかにしているとはいえない。

現在、IASBは2015年の完成に向けて新概念フレームワークの開発を進めている。2013年4月には、目的と位置付け、財務諸表の構成要素、認識と認識中止、測定、表示および開示、報告主体、資本維持などの領域についてのスタッフペーパーが公表され、今後、それら領域に関する討議資料および公開草案

が公表される予定となっている。それらとつきあわせることによって、新たな概念フレームワークがいかなる財務報告制度を指向するかが一層明らかになるであろう。

## 注

- (1) 斎藤 [2007a] では、概念フレームワークは、会計基準が首尾一貫したルールシステムとなるよう、前提となる基本概念を体系化したものであり、現行の会計基準をできるだけ整合的に記述するとともに、会計基準の向かうべき方向を示唆することで、将来の基準設定に指針を与える役割も担うものとされる (斎藤 [2007a], 147 頁)。
- (2) 当初は引き続きフェーズ B 以下の概念フレームワークも共同で開発し、公表する予定であったが、2012 年からは IASB が単独でプロジェクトを進めている。FASB では、「報告主体」、「測定」、および「構成要素と認識」の 3 領域が活動停止プロジェクトとされている (2013 年 6 月末現在)。
- (3) 財務情報の価値関連性の低下を指摘する一連の研究が、会計基準の作成指針である概念フレームワークの見直しにつながった可能性がある一方で、その同時期に、財務情報の価値関連性が低下していないことを示す、正反対の研究結果が公表されていることも考慮する必要がある。
- 例えば、Collins *et al.* [1997] は、本文にて後述するように、1953 年から 1993 年までの期間で純利益の価値関連性は低下しているものの、同期間の純資産簿価の価値関連性は上昇しており、純利益と純資産簿価をあわせた価値関連性は低下していないことを報告している。Francis and Schipper [1999] も、1952 年から 1994 年までを調査期間とし、Collins *et al.* [1997] と同様に、利益情報の価値関連性は低下しているが、純資産簿価の価値関連性は上昇しており、純利益と純資産簿価をあわせた価値関連性は増加していることを明らかにしている。また、Landsman and Maydew [2002] は、1972 年から 1998 年までの四半期利益報告における株式取引高および株価の変動を調査し、利益報告の情報内容が増加傾向にあることを報告している。
- このように財務情報の価値関連性に関する実証結果は統一的な見解を示しておらず、また、その検証方法にも多くの議論がある。こ

のような価値関連性研究の多様性は、大日方 [2013] が詳しい (大日方 [2013], 74 頁)。

- (4) 加えて Lev and Zarowin [1999] では、この価値関連性の低下は、イノベーション、企業間競争、規制緩和などに起因する企業経営および経済環境の変化の影響を財務報告制度に適切に反映してこなかったことに原因があることも指摘されている。
- (5) 質的特性はゴシック体によって、各質的特性の構成要素は<>によって示されている。
- (6) 真実かつ公正な概観については、欧州、英連邦、シンガポール、香港などの国や地域から、質的特性への採用を強く求めるコメントレターが投稿されていたが、その他の地域からの採用を要望するコメントレターは多くなかった (中山 [2013], 131 頁)。詳しい検討の必要性はあるが、地域性や各国法制度の相違も、真実かつ公正な概観が質的特性に採用されなかった一因と考えられる。
- (7) IASC [1989] では、忠実な表現 (と実質優先性)、中立性 (と慎重性)、および完全性が、FASB [1980] では、表現の忠実性、中立性、および検証可能性が、信頼性の構成要素とされている。
- (8) FASB [1980] では、表現の忠実性と検証可能性に加えて、中立性も信頼性の構成要素とされる。
- (9) 信頼性に代わる忠実な表現の採用や検証可能性を補強的な質的特性とすることに対しては、『討議資料』および『公開草案』へのコメントレターを通じて、多くの反対意見が表明されている (中山 [2013], 118-124 頁, 171-172 頁, 175-176 頁)。
- (10) 津守 [2008] は、目的適合性が優先的に適用される状況を「目的適合性の絶対的先行性」(津守 [2008], 331 頁) と評している。このような目的適合性を優先する質的特性の適用方法の採用は、資産負債中心観への一本化の試み (津守 [2008], 331 頁)、歴史的原価を否定した公正価値会計の強調 (津守 [2008], 331 頁)、公正市場価値の取得原価 (および未償却原価) への優位性の明示 (徳賀 [2008], 28 頁)、ストック重視、価値測定の重視への変化 (徳賀 [2008], 28 頁)、信頼性や検証可能性が十分ではない測定値を財務諸表に反映する準備段階の意味合い (桜井 [2009], 182-183 頁)、資産負債アプローチの意義の確認および本来の趣旨の徹底 (藤井 [2009], 109 頁) と評される。
- (11) 『ファイナルペーパー』の para.QC18 におけ

る修正は、適用形式面での修正であり、両審議会が示した目的適合性を先行適用するという目的適合性の概念上の優先性を修正するものではない。

- (12) 批判的な見解としては、例えば、岩崎 [2011]、渡邊 [2013] がある。また、『討議資料』および『公開草案』に対するコメントレーターでも、ASBJ によるものをはじめとして、多くの反対意見が示されている。コメントレーターの詳細な内容については中山 [2013] を参照のこと。
- (13) IASB/FASB [2010] で示されたホリスティック観を取り上げた研究には、佐藤 [2011]、[2012]、角ヶ谷 [2011]、[2012]、岩崎 [2012]、[2013]、田代 [2013]、向 [2013] がある。
- (14) 両審議会がホリスティック観そのものについて検討したことを示す文書を、IASB/FASB [2010] 以降、筆者は発見できていない。貸借対照表観、損益計算書観にならぶ第3の観点として、ホリスティック観が理論的な妥当性を十分に有しているのかどうか、あるいは、ホリスティック観と同様な考え方が、測定の領域（公正価値と歴史的原価）のみならず、財務報告の目的（意思決定目的と利害調整目的）、会計観（資産負債観と収益費用観）、利益概念（包括利益と純利益）における二元的対立構造を包括あるいは解消する目的で、新たな概念フレームワークに組み込まれているかどうかは、さらに検討する必要がある。二元的対立構造における第3の観点としてのホリスティック観の適用を検討した先行研究として佐藤 [2012] および角ヶ谷 [2012] がある。

## 参考文献

- AASB (Australian Accounting Standards Board) [2007], *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements (compiled)*.
- ASB (Accounting Standards Board) [1999], *Statement of Principles for Financial Reporting*.
- ASBJ (企業会計基準委員会) [2006] 『討議資料「財務会計の概念フレームワーク」』。
- Brown, S., K. Lo, and T. Lys [1999], “Use of R<sup>2</sup> in accounting research: measuring changes in value relevance over the last four decades,” *Journal of Accounting and Economics*, Vol. 28, No. 2, pp. 83–115.
- Bullen, H. G. and K. Crook [2005], *A New Conceptual Framework Project, Revisiting the Concepts*, IASB/FASB.
- CICA (Canadian Institute of Chartered Accountants) [1988], “Financial Statement Concepts, Section 1000,” *CICA Handbook*.
- Collins, D. W., E. L. Maydew and I. S. Weiss [1997], “Changes in the value-relevance of earnings and book values over the past forty years,” *Journal of Accounting and Economics*, Vol. 24, No. 1, pp. 39–67.
- FASAC (Financial Accounting Standards Advisory Council) [2004], *Revisiting the FASB’s Conceptual Framework*, March, 2004, FASAC Meeting, Attachment D.
- FASB (Financial Accounting Standards Board) [1976], *Scope and Implications of the Conceptual Framework Project* (森川八洲男監訳、小栗崇資・佐藤信彦・原陽一共訳 [1988] 『現代アメリカ会計の基礎概念』白桃書房)。
- FASB [1980], *SFAC (Statement of Financial Accounting Concepts) No. 2, Qualitative Characteristics of Accounting Information* (平松一夫・広瀬義州訳 [2002] 『FASB 財務会計の諸概念(増補版)』中央経済社)。
- FASB [2002], *Proposal, Principles-based Approach to U.S. Standard Setting*.
- FASB [2006], *Preliminary Views, Conceptual Framework for Financial Reporting: Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics of Decision-Useful Financial Reporting Information*, Financial Accounting Series, No. 1260-001.
- FASB [2008a], *Exposure Draft, Conceptual Framework for Financial Reporting: The Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics and Constraints of Decision-Useful Financial Reporting Information*, Financial Accounting Series, No. 1570-100.
- FASB [2008b], *Minutes of the December 10, 2008 Conceptual Framework (Phase A & Phase D) Board Meeting*, December 10, 2008.
- FASB [2010], *SFAC No. 8, Conceptual Framework for Financial Reporting: Chapter 1, The Objective of General Purpose Financial Reporting, and Chapter 3, Qualitative Characteristics of Useful Financial Information*.
- FASB/IASB (International Accounting Standards Board) [2002], *Memorandum of Understanding, FASB and IASB*.
- Francis, J. and K. Schipper [1999], “Have Financial Statements Lost Their Relevance?,” *Journal of Accounting Research*, Vol. 37, No. 2, pp. 319–

- 352.
- 藤井秀樹 [2009] 「会計制度形成の現代の特徴と展開方向——改訂概念フレームワーク草案における『忠実な表現』に寄せて——」『会計制度の成立根拠と GAAP の現代的意義 (中間報告)』日本会計研究学会スタディ・グループ報告書, 87-110 頁。
- Hoogervorst, H. [2012], *Dispelling myths about IFRS: Introductory remarks by Hans Hoogervorst, Chairman of the IASB*. (<http://www.ifrs.org/Alerts/PressRelease/Documents/2012/Dispelling-myths-about-IFRS-Hans-Hoogervorst-2012.pdf>)
- IASB [2005], “Project: Conceptual Framework,” *Information for Observers*, IASB meeting, 17 May 2005.
- IASB [2006], *Discussion Paper, Preliminary Views on an improved Conceptual Framework for Financial Reporting: The Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics of Decision-useful Financial Reporting Information*.
- IASB [2008], *Exposure Draft of An improved Conceptual Framework for Financial Reporting: Chapter 1: The Objective of Financial Reporting, Chapter 2: Qualitative Characteristics and Constraints of Decision-useful Financial Reporting Information*.
- IASB [2010], *Conceptual Framework for Financial Reporting: Chapter 1: The Objective of General Purpose Financial Reporting and Chapter 3: Qualitative Characteristics of Useful Financial Information* (IFRS 財団編, ASBJ・FASF 監訳『国際財務報告基準 (IFRS) 2012』中央経済社)。
- IASB [2012], *2012 International Financial Reporting Standards*, IFRS Foundation (IFRS 財団編, ASBJ・FASF 監訳『国際財務報告基準 (IFRS) 2012』中央経済社)。
- IASB/FASB [2010], *Staff Paper, Project: Conceptual Framework, Measurement implications of the objective of financial reporting, Measurement implications of the qualitative characteristics, Topic: What the measurement chapter should accomplish*, IASB/FASB Board meeting, July, 2010, IASB and FASB.
- IASC (International Accounting Standards Committee) [1989], *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*, IASC Foundation (IASC 財団編, ASBJ・FASF 監訳 [2009]『国際財務報告基準 (IFRS) 2009』中央経済社)。
- 岩崎勇 [2011] 「IFRS の概念フレームワークについて——財務情報の質的特性を中心として——」『會計』第 180 巻第 6 号, 777-789 頁。
- 岩崎勇 [2012] 「IFRS の概念フレームワークの認識問題について」『経済学研究』第 79 巻第 4 号, 71-94 頁。
- 岩崎勇 [2013] 「IFRS 概念フレームワークにおける測定問題について——ハイブリッド観とホリスティック観との比較を中心として——」『産業経理』第 73 巻第 1 号, 31-40 頁。
- Johnson, L. T. [2005], “Relevance and Reliability,” *The FASB Report*.
- Landsman, W. and E. Maydew [2002], “Has the Information Content of Quarterly Earnings Announcements Declined in the Past Three Decades?,” *Journal of Accounting Research*, Vol. 40, No. 3, pp. 797-808.
- Lev, B. and P. Zarowin [1999], “The Boundaries of Financial Reporting and How to Extend Them,” *Journal of Accounting Research*, Vol. 37, No. 2, pp. 353-385.
- 向伊知郎 [2013] 「IASB の妥協とホリスティック観」『企業会計』第 65 巻 8 号, 1012-1013 頁。
- 中山重穂 [2013] 『財務報告に関する概念フレームワークの設定——財務情報の質的特性を中心として——』成文堂。
- NZSA (New Zealand Society of Accountants) [2001], *Statement of Concepts for General Purpose Financial Reporting (revised)*.
- 大日方隆 [2013] 『利益率の持続性と平均回帰』中央経済社。
- 斎藤静樹 [2007a] 「概念フレームワーク」『会計学大事典』(第 5 版) 中央経済社, 147-148 頁。
- 斎藤静樹 [2007b] 「討議資料の意義と特質」, 斎藤静樹編著 [2007] 『詳細「討議資料・財務会計の概念フレームワーク」』(第 2 版) 中央経済社, 2-16 頁。
- 桜井久勝 [2009] 「会計の国際的統合と概念フレームワーク」『企業会計』第 61 巻 2 号, 178-185 頁。
- 佐藤倫正 [2011] 「国際会計の概念フレームワーク序説」『国際会計の概念フレームワーク』国際会計研究学会研究グループ中間報告書, 1-7 頁。
- 佐藤倫正 [2012] 「資金会計の国際的展開」『経済科学』第 59 巻第 4 号, 1-18 頁。
- SEC (U.S. Securities and Exchange Commission) [2003] *Study Pursuant to Section 108 (d) of the Sarbanes-Oxley Act of 2002 on the Adoption by the United States Financial Reporting*

*System of a Principles-Based Accounting System.*

- 田代樹彦 [2013] 「概念フレームワークにおける財務諸表の構成要素の測定基礎とホリスティック観」『会計・監査ジャーナル』第 693 号, 75-81 頁。
- 徳賀芳弘 [2008] 『『信頼性』から『忠実な表現』へ変化の意味』, 友杉芳正・田中弘・佐藤倫正編著 [2008] 『財務情報の信頼性——会計と監査の挑戦——』税務経理協会, 22-30 頁。
- 津守常弘 [2008] 『『財務会計概念フレームワーク』の新局面と会計研究の課題』『企業会計』第 60 巻第 3 号, 324-334 頁。
- 角ヶ谷典幸 [2011] 「ホリスティック観」『国際会計の概念フレームワーク』国際会計研究学会研究グループ中間報告書, 72-77 頁。
- 角ヶ谷典幸 [2012] 「ホーリスティック観と財務諸表の体系」『経済科学』第 59 巻第 4 号, 75-93 頁。
- Tweedie, D. [2007], “Can Global Standards Be Principle Based?”, *Journal of Applied Research in Accounting and Finance*, Vol. 2, No. 1, pp. 3-8.

- 渡邊泉 [2013] 「行き過ぎた有用性アプローチへの歴史からの警鐘」, 渡邊泉編著 [2013] 『歴史から見る公正価値会計——会計の根源的な役割を問う——』森山書店, 235-257 頁。
- 山田辰己 [2003] 「IASB と FASB のノーウォーク合意について——国際会計基準と米国会計基準の統合化へ向けての合意——」『企業会計』第 5 巻第 2 号, 241-247 頁。

<付記>

本稿は、国際会計研究学会第 3 回西日本部会（統一論題「IFRS の新概念フレームワークと会計情報」）における研究報告をもとに作成したものであり、国際会計研究学会研究グループ「国際会計の概念フレームワーク」および科学研究費補助金・基盤研究 (A) (研究代表者：佐藤倫正教授, 課題番号：24243053) による研究成果の一部である。

(2013 年 6 月 30 日審査受付  
2013 年 8 月 6 日掲載決定)